

報告第24号

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和7年12月4日提出

日立市長職務代理者

日立市副市長 梶山 隆範

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 20 日

日立市長 小川春樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和 7 年 5 月 31 日午後 1 時 20 分頃、日立市□□町□丁目□□番□号日立市金沢葬祭場において、敷地内の樹木が倒木し、日立市□□□町□丁目□□番□□号社会福祉法人□□□□□□□が所有する自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 755,100 円